

議 事 日 程 （第 3 号）

平成24年6月22日（金曜日） 午後2時54分 開議（本会議）

- 日程第 1 ※補正予算審査特別委員会
議第38号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）
※条例案件の審議及び採決
- 日程第 2 議第39号 遊佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第40号 遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議第41号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 ※補正予算審査結果報告及び採決
※事件案件の審議及び採決
- 日程第 6 議第42号 除雪ドーザの取得について
※発議案件の審議及び採決
- 日程第 7 発議第3号 議員派遣について
- 日程第 8 発議第4号 常任委員会及び議会運営委員会の調査等について
- 日程第 9 発議第5号 遊佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第3号に同じ）

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 14名

出席議員 14名

1番	筒井義昭君	2番	高橋久一君
3番	高橋透君	4番	土門勝子君
5番	赤塚英一君	6番	阿部満吉君
7番	佐藤智則君	8番	高橋冠治君
9番	土門治明君	10番	斎藤弥志夫君
11番	堀満弥君	12番	那須良太君
13番	伊藤マツ子君	14番	三浦正良君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	堀 田 堅 志 君
総 務 課 長	本 宮 茂 樹 君	企 画 課 長	村 井 仁 君
産 業 課 長	佐 藤 源 市 君	地 域 生 活 課 長	池 田 与 四 也 君
健 康 福 祉 課 長	菅 原 聡 君	町 民 課 長	渡 会 隆 志 君
会 計 管 理 者	本 間 康 弘 君	教 育 委 員 長	渡 邊 宗 谷 君
		教 育 委 員 会	
教 育 長	那 須 栄 一 君	教 育 課 長	東 海 林 和 夫 君
農 業 委 員 会		選 挙 管 理 委 員 会	
会 長 代 理	高 橋 正 樹 君	委 員 長	佐 藤 正 喜 君
代 表 監 査 委 員	高 橋 勤 一 君		

☆

出席した事務局職員

局 長 小 林 栄 一 次 長 今 野 信 雄 書 記 佐 藤 利 信

☆

本 会 議

議 長（三浦正良君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後２時５４分）

議 長（三浦正良君） ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては阿部農業委員会会長が公務ため高橋農業委員会会長職務代理者が出席、その他全員出席しておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

条例案件の審議及び採決を行います。

日程第２、議第39号 遊佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第39号 遊佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議 長（三浦正良君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第３、議第40号 遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（三浦正良君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより議第40号 遊佐町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）

議 長（三浦正良君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議第41号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） それでは、私のほうから質問いたします。3回しか立てませんので、何点かまとめて質問する形になりますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、いただきました資料、遊佐町国民健康保険税医療給付費に係る税率等算出資料についてでありますけれども、この中で医療費分、それから後期高齢者の医療費の支援金分、それから介護保険の納付金分とあわせてつづられておるわけですが、今回の見直しは一言で言えば大幅な値上げとなるというふうな内容になっております。それで、一番大きいところでは、値上げの部分では均等割、これは1人当たりですが、均等割が前年度が1万9,000円から2万4,000円と、ここが5,000円増です。これは、1人当たりですので、家族が2人いれば1万円、3人いれば1万5,000円という大きな値上げになります。それで、平等割については、前年度より900円ほど税率を、単価を下げております。それから、そのほかに所得割も値上げと。そして、資産割は値下げというふうな形をとっておりますが、この資産割の値下げ、均等割の値上げについて、こういった対応をとったというのはどういうことでこのような状況を示したのか、この点まず1つお尋ねいたします。

それから、当初予算のときにも大分激しいやりとりをさせていただきましたけれども、当初予算のときに出された資料については、医療分、支援金分、それから介護分を含めた値上げは17.95%増でこれ最低の、あれを対応したいというふうなお話がありましたので、今回具体的に出された値上げというのは、ではこの17.95%ぐらいに達しているのかどうなのか、これもお聞きをいたしたいと思います。

それから、もう一つは、均等割の大幅な値上げ、国保分は5,000円ですけれども、介護納付金など、支援金も入ると1人で全体では8,400円の値上げとなると。2人ならこの倍、3人なら当然この3倍というふうにしてなっておりますが、これは本当にもう負担の限界を超えているのではないかなというふうにして私は思うのですが、その辺のところをどのように考えて出されたものなのか、まずこの3点を最初にお尋ねいたします。

議 長（三浦正良君） 渡会町民課長。

町民課長（渡会隆志君） お答えいたします。

今3点ほどのご質問いただきました。最初に、均等割について5,000円アップ、それからそれに伴って資産割が下がったという、そういった理由というお話でありました。先日補足説明でも若干申し上げたわけですが、今回の特徴ということでもあります。それは、将来の国保の広域化というものが今検討されております。それに対応するということが1つであります。それなぜかということ、今現在ほとんどの町村部分については4方式という形になっておりますけれども、市、あるいは都会については2方式になると。その2方式というのは、あくまでも均等割と資産割がない平等割という形になりますので、将来的には資産割は算定しないという方向にはあるのだということで、国保全体の、県全体の、あ

るいは日本全体の方向であります。それに少しでも今の時点で近づけるという意味でそこに重きを置いたということになります。

それから、2番目の当初予算で17.9%の見込みだったのが今現在どうなのかというご質問でございました。それにつきましては、今回の資料の1ページ、2ページ、3ページ目、それぞれ下段のほうに1世帯当たり、ナンバーでいきますと47が1世帯当たり、ナンバー48が1人当たりという金額を出しております。これが今年度と前年度比較ということで載せております。それらをトータルしたものが平均ということになります。したがって、当初予算では17%の見込みだったのですけれども、今現在所得が確定した段階で再計算したところ、さらに町の繰り出し等も含めた中で再計算をしたところ、1人当たり13.5%の増、1世帯当たりが12%の増という計算になっております。

それから、3番目の負担の限界というお話でありました。これも資料の一番下のほうを見ていただきますと、49番目に課税最低額というのが載っております。これが遊佐町にいらっしゃる方の最低の金額ということになりますので、合わせると2万円弱が今回の改正によって最低の金額ということになります。これでいいのかというふうに言われますと、それ以上に生活が大変な人もいるということを考えますと、今の制度的なものであります減額、7割、5割、2割の減額だけでいいかということ、そうだとはいえ切れないとは思いますが、今のところの町の制度的なものとしてはこれが限界だと思っております。

以上です。

議長（三浦正良君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 追加してご説明を申し上げたいと思います。

ただいま町民課長のほうからご説明ありました広域化の部分についてお話を申し上げたいと思います。平成23年の9月の20日付において、県の市町村国民健康保険広域化等支援方針という形で県のほうが一定の方向性、考え方を示しているところでございます。ご存じのとおり保険税については、市町村の格差が非常に大きいということで、大きいところを見ますと1.7倍にも及ぶ格差が出ているところがあるということでございます。それから、いわゆる小規模市町村の保険財政の不安定化ということが現状として指摘をされているところで、こういう状況を踏まえてどういう方向性をもって国保会計を運営をしていくかという課題について、いわゆる平準化ということと、それから安定化というようなことを眼目に置きながらその方向性を、方針についてお話し合いがなされて、指針、方針が出されたということでございます。そしてまた、全国の知事会の要望でもあったようですが、全国レベルでの一元化というようなお話もされておりまして、いわゆる中間的な運営形態としての県の単位での統合した、県全体を統合した一つの保険者としての運営体を過渡期という形で考えていくというようなことが平成30年を目標にその指針、方針の中では触れられているということではございます。多数の保険者がある中でいわゆる一緒になるということになりますと、当然広域化に向けた環境整備が必要になってくるということでございまして、その中の一つとして算定方式、現在遊佐町では4方式という形で算定をしているという状況でございますが、それを均等割、それから所得割、この2方式で一定の基準を持ちながら広域化、いわゆる一緒になっていくという方向性でどうだろうかということがございましたので、今回の算定に当たってはこの方向性の中で考えてきたというところでございます。

議長（三浦正良君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） 今のお話を聞きますと、広域化の地ならしを少しずつ始められつつあるというふうな答弁でありました。私の認識が間違っていたかなというふうにして今お話を聞いて思ったのですが、いわゆるこの4方式、たしかこれは旧ただし書き方式といいますよね、このやり方は。旧ただし書き方式を広域化に向けて全部4方式でやっていただくと。そして、それを広域化に向けていくというふうにして、前はそういうふうな方向で進めるというふうな動きもあったのですが、今のお話をお聞きますと、そうではなくて所得割と均等割を基本にして進めていくと。ということは、資産割と場合によっては平等割も消えていく可能性があるのかなというふうにして伺っておりました。それで、4つに

したからとか2つにするからといっても、今の状況では国が出さない限りはどこから持ってこなければならぬ。最終的には住民負担に降りかかってくるというふうなことだというふうにして思いますので、4方式から3方式にした、あるいは2方式にしたから、必ずしも税金、国民健康保険税が安くなるとは限らないのだというふうにして思います。広域化したからといって、では地ならしをして平準化をすることによって、これだって必ずしも値下げのところへ行くととは限らないと。逆に私は、今の後期高齢者医療を見ているとなかなか市町村段階の議員にはこの状況が見えなくなっているなというふうな感じがいたします。多分国保も広域化になってしまうとお金は、税金は取られるけれども、中身が見えにくい状況になっていくのではないかと私は心配しております。それで、パーセンテージは17.95%の当初よりも考え方としては引き下げをしていると。1人当たりでは13.5%、世帯当たりでは12%になると。平均すると何%になるかちょっとわかりませんが、それで、少し最初の状況よりは安くなっているというふうにして理解をしてよろしいのかなどなのか。というのは、17.95%より下がっているというふうにして理解してよろしいのかなというふうにして思ってお聞きをしておりました。

それで、国民健康保険税のシュミレートというのがパターン化したものがありますけれども、これは夫婦、子供2人で総所得金額が170万円というふうになっておりますけれども、それでこの税金が、国民健康保険税に出された試算資料というのは、軽減2割、2割軽減で26万5,600円だと。総所得170万円に対して26万5,600円だというふうにして資料が出されておりますけれども、これは所得に対しての、総所得に対しての1割をはるかに超えている金額というふうにしてなっているわけですが、私は前もたびたび申し上げてきましたけれども、いわゆる法定外繰り入れをもう少しふやしていただきたかったなというのが本当のところでは。去年は、昨年度は基金繰り入れを1億5,000万円出しました。それは、あのときに言われたことは、もうこれ以上の値上げは限界なのだというふうな状況があって、補正で5,000万円まで引き上げたのです、基金を。そして、今回は基金繰り入れは5,000万円で、法定外繰り入れは初めて入れていただいたわけですが、4,700万円というふうにしてしました。もう二、三千万円の法定外繰り入れがあればこれほどの値上げをせずに、値上げを回避をすることができたのではないかなというふうにして私は思うのですけれども、その辺のところのお考えをお聞きをしたいと思います。

それから、もう一つ、4月分の医療給付費はどれぐらいになっているのか。大体二、三カ月にならないとどれぐらい1カ月使ったのか、医療給付費が活用されたのかというふうなことはわからないと思いますが、今のわかる範囲でその金額が昨年度あたりと比較をした場合にどの程度の差があるのか。下がっているのか、上がっているのか、それとも同じぐらいの金額になっているのか、その辺をちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから、資料の調定額ありますね。44の調定額が2億6,515万4,174円、去年度については2億3,614万2,667円というふうにして、ことしはここで大幅な調定額というふうになっているわけですが、この調定額、いわゆる税金の値上げをした、でき上がったこの調定額で今回の値上げで結果として基金に積立金として積み立てをすることができるのかどうか。これは、なかなか医療給付費、高額療養費の金額がどれぐらい動くかによって想定するのは多少難しいものがあるかとは思いますが、でも一定の予想を町としては立てざるを得ないのだと思うのです。そこで、基金の積立金への繰り入れについては当初予算では44万8,000円ぐらいでしたか、そのぐらいの金額は予算上は積み立てをする方向で示されておりますけれども、考え方としてどれぐらいの基金を積み立てたい、あるいは予想をどの程度に持っていていいのか、そして現在この基金積み立てはどれぐらい持っているのか、その辺もあわせてお尋ねをしたいと思います。

議長（三浦正良君） 菅原健康福祉課長。

健康福祉課長（菅原 聡君） 平成24年度の税率改定に当たって、いわゆる国保会計の運営の視点からいろいろと税率については検討をさせていただいたわけであります。大きな流れとしては、中期的に安定した税率を考えなければならぬのではないかと。つまり今年度は対応できるけれども、来年度に

については大幅に上げなければならないというようなアップダウンのあるような税率ではいささか会計運営の段階では非常に厳しいものがあるというふうにして思っておりまして、仮に今年度、あるいは3カ年ずっと医療給付費の推移を、これまで上昇してきた推移を見ると、少しこし落としても来年度については20%程度の税率改正が必要になってくるというような状況も一方では推計できた状況がございました。そういう中で、一定安定的な税率ということを考えながら改定作業をしてきたところでございます。

それから、基金積み立てについては、2カ月ないしは3カ月程度の医療給付の部分については保持をしながら、いわゆる急激な給付増に対応するためにそのくらいの水準を保つべきではないかということで、当初3億円程度の基金積み立て、将来的な中期的な段階で検討しましたが、とても3億円というような基金積み立てを確保するという状況を考えますと、これまた非常に税率的には厳しい税率を考えなければならないという状況でもございました。そういう意味で、ぎりぎりまず中期的に3カ年程度の推移を見て、3年目には1億7,000万円程度の基金を確保するというようなことで試算をしたところでございます。今年度については、ご指摘のとおり調定額と予算額との差がございましたので、一定基金のほうには積み立てをすることが可能という形になります。今年度については、予算額5,000万円ということとされていると思いますが、おおむね1億円程度の基金積み立てが可能ではないかと。そうしますと、今年度につきましては2億7,000万円程度の基金が確保できるのではないかという見通しを持ってございますが、さらに来年度、再来年度についてはこの基金を活用いたしまして、7,000万円程度の繰り入れを行いながら国保会計の運営を安定的に運用したいというふうな考え方で起算をしたところでございます。

それから、法定外繰り入れにつきましては、今年度4,700万円というようなことで予算計上してございますが、この辺については今後どうするかについては財政当局と十分お話し合いをしながら、国保会計の状況を踏まえながらご相談をする事項かというふうにして理解をしております。

以上です。

議長（三浦正良君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） 私は、現状の中でなかなか難しいところなのですが、国保会計を安定的にさせるためには基金の積み立てをふやしていく、これは必要性はあると思います。その分国民健康保険税も基金の積み立てを含めた、医療給付費もあわせた対応をすれば当然国保の税金は値上げをされていくと。要するにきちんと国保会計の安定化をするための、言っている意味わかりますか。いわゆる医療給付費をきちんと支払いをして、税金できちんと取って、いただいて、そして国保の安定化をさせ、そして基金まで積み立てるということは、これ会計からすると大変結構なのですけれども、一方で住民の国保加入者の負担がふえていくと。このジレンマがもう限界に来ているのだと私は思うのです。だから、頑張って、4,800万円でしたか、ほどの法定外繰り入れをしていただいたのですけれども、あと数千万円を頑張ってしていただきたかったなというのが私の思いなのです。今の現状の中で基金も安定化させたい、国保財政も安定化させたいとなると、住民は大変だろうなというふうにして思いましたので、改めてここでどのように考えているのかなというふうなことをお聞きをいたしましたけれども、なかなかこれは難しい問題だと思います。国が出さない限りはもう町が一定出して、あとは住民負担に回すしかないというふうな状況もありますので、そういう会計ですので、かなり大変な会計でありますので、難しい問題ではあります。私も今医療機関に通院しておりますが、医療の矛盾を相当感じております。これは、もう私だけではなくて、そういう医療の矛盾がある中で、安心して医療にかかりたいけれども、一方でなかなかそういう状況にないと言うと語弊がありますが、なかなか大変な状況に患者としてはあります。高い保険税を払っておきながら、一方で大きな病院からは追い出される。もう外来もそうですので、なかなか厳しい状況、これは一体何としたものかというふうにして思うのですが、これは私だけではなくて、こういう状況にあるのは。もういろんな話が聞こえておりますので、これは別の機会に改めてもっと具体的なお話をしたいなというふうにして思います。

私今3回目ですね。それで、これが最後の質問かなというふうにして思いますけれども、かつては国保に繰り入れをしてくださいと申し上げても、いや、これは国保加入者だけが町内にいるわけではない。共済、あるいはいわゆる社会保険の関係者もおるわけなので、そこにお金を繰り入れていくことはできないのだという説明が、私も何度も何度もお聞きをしましたし、当局も何度も何度もそういう回答をしております。しかし、今のような状況を考えた場合は、やはり一般会計から繰り入れるしか私はないと思います。もうほかの市町村の大半、多くが、県内もそうです。かなり多くの市町村が繰り入れをしているような状況にありますし、そういう頑張っただけで住民の負担を少しでも回避をさせて、何とか安心して国民健康保険税を支払ってもらえるような状況をつくっていただくために町が頑張っただけで数千万円の法定外繰り入れをしていくと。そして、そういう状況をつくって、そして国に対して、今まで国は引き下げをしてきたわけですので、国保会計への繰り入れは、その引き下げをしてきた部分だけでもやっばりもとへ戻させると、そういう運動を全体的につくっていく。その土台をつくるために町としては、市町村としてはこれだけの一般会計からの法定外繰り入れをしてももう限界なのだというのをやはり本気で訴えていかないと、これは来年も再来年も値上げが続きます。これは、結果として住みにくい不安定社会をつくることになっていきますので、ぜひそのことをもう強く強く当局のほうへ訴えて、3回目ですので、これに対しての答弁をお聞きをして、終わります。

議長（三浦正良君） 時田町長。

町長（時田博機君） 答弁をさせていただきたいと思います。

まず、町としては基本的には国民健康保険税を徴収して、その中で会計を賄うという形でずっとやってきたことも間違いのない事実です。ことしの3月の定例会で初めて、遊佐町で初めて法定外で1億円の基金繰り入れをさせていただいた。そして、24年度の当初予算で4,700万円の法定外繰り出しを行ったということも遊佐町では初めてでした。ただ、本当に困った方については、かつては6割、4割という軽減税率でありましたけれども、今は7割、5割、2割ですか、そんな本当に応援の制度も確かにありますし、人数的に見ればこれだけで1,500人ぐらい何とか助かっているのかなという思いもトータルではいたしているわけですが、そもそも後期高齢者医療制度が始まったことによって加入のパイが圧倒的にもう少なくなってしまうと。そんなことから、実は法定外繰り入れを決断した裏には、私が就任したときから後期高齢者が来るから、このことは想定しなければならない行政の判断が2年ぐらいちょっと私おくれたのかなという思いをした感じで法定外繰り入れ、一般会計の繰り出しをさせていただいたという思いであります。確かに大変な値上げですから、町民の皆さんから大変おしかりを受けるということも事実でございますけれども、実は庄内市町村、2市3町で6月議会、同じ国保の改定の時期でありますけれども、我が町は庄内町村では3つの中では一番安いのです。トータルで1人当たりでいけば三川さんよりは717円、庄内町さんよりは497円安いという形で、何とか法定外繰り入れがあったおかげで安くできたというような状況にあったと思っています。

医療の会計というか、支出に関しては、医療費に関しては物すごく、そのとき、そのときの病気、インフルエンザ等の大きな流れがあったときには、あつという間に基金が目減りをするということも事実でありますけれども、実は今回の算定に当たってはできれば3年ぐらい、酒田市さん、鶴岡市さん3年ぐらいずつの改定ですと来て、遊佐町は毎年毎年これ見直ししてきたのですけれども、3年ぐらいのスパンで見れるような形を見通したいと。そんな中で毎年4,700万円ぐらいの当初の繰り出しを想定してきたということで、基金の動きも見ながら毎年毎年改定では大変な、ことしは基金いっぱい余ったから、いいですよ。だけれども、来年になったら非常に足りなくなりましたよという形はいけないう。やっぱり鶴岡市さん、酒田市さんがやっているように3年間見通した会計をつくっていかねば大変毎年毎年心配しなければならないと。そんな思いで3年を見通した形での改定を行ったということも事実です。ただ、今県が国保の一本化のたたき台を去年の9月に出してくれたのですけれども、それについても県は一方的に自分のところでやるというのではなくて、実は広域連合にゆだねる的な指導がありますので、それらどのようにしていくかがまさに町村会でもいつでもこれらについては議題となっ

ているところです。大きくなれば当然一番大きな山形市の方式に合わせざるを得ないという形の中で、2方式の徴収方法を進めようという形が提示をされておりますし、また町民の健康を守る医療の会計としては、会計を預かる者としては破綻はさせてはならないという形で、今から余裕のあるところは法定外繰り出し始まっているところでありますけれども、それよりもあっぱあっぱの状態の町村もあるやに伺っております。慎重に財政状況見きわめながら、無駄遣いしないで、できれば何とか年度末に予算的なもので余裕があるのならば、議会の皆様のお許しが得れるものならばプラスも想定しながら将来に備えていきたいと、このように思っているところです。

議長（三浦正良君）これにて13番、伊藤マツ子議員の質疑を終了いたします。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦正良君）ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（三浦正良君）ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第41号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（三浦正良君）挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、補正予算審査結果の報告及び採決に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第38号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）について、補正予算審査特別委員会高橋久一委員長より審査の結果についての報告を求めます。

補正予算審査特別委員会高橋久一委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長（高橋久一君）

平成24年6月22日

遊佐町議会

議長 三浦正良 殿

補正予算審査特別委員会

委員長 高橋久一

審 査 結 果 報 告 書

平成24年6月20日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第38号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）

2. 審査の結果及び意見

平成24年度遊佐町一般会計補正予算（第2号）について慎重に審査した結果、適正なものと認め、

原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

議長（三浦正良君）お諮りいたします。

ただいま補正予算審査特別委員会委員長報告のとおり本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(三浦正良君) 挙手多数です。

よって、議第38号 平成24年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議及び採決を行います。

日程第6、議第42号 除雪ドーザの取得についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第42号 除雪ドーザの取得についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(三浦正良君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、発議案件の審議及び採決を行います。

日程第7、発議第3号 議員派遣についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

小林議会事務局長。

局長(小林栄一君) 上程議案を朗読。

議長(三浦正良君) お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第121条の規定に基づき提出されたものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(三浦正良君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣について変更が生じた場合は、その専決を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(三浦正良君) ご異議なしと認めます。

よって、議決事項に変更が生じた場合、その専決を議長に委任することと決定いたしました。

次に、日程第8、発議第4号 常任委員会及び議会運営委員会の調査等について議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

小林議会事務局長。

局長(小林栄一君) 上程議案を朗読。

議長(三浦正良君) お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(三浦正良君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、発議第5号 遊佐町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたします。

小林議会事務局長。

局 長（小林栄一君） 上程議案を朗読。

議 長（三浦正良君） お諮りいたします。

本件につきましては、地方自治法の改正に伴い、関連する規則を改正するため提出するものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（三浦正良君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第482回遊佐町議会6月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後3時47分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

平成24年6月22日

遊佐町議会議長 三 浦 正 良

遊佐町議会議員 赤 塚 英 一

遊佐町議会議員 阿 部 満 吉